



# 熊本県公報

第13544号  
令和8年(2026年)  
6月16日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… ( 〃 ) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… ( 〃 ) 2
- 電線共同溝法に基づく整備すべき道路の指定…………… (道路保全課) 2
- 身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師の指定…………… (障がい者支援課) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定…………… ( 〃 ) 3
- 令和8年度熊本県家畜商講習会の開催…………… (畜産課) 4
- 公共測量の実施…………… (監理課) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 5
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村計画課) 5
- 県営土地改良事業計画の変更…………… ( 〃 ) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 5
- 公共測量の実施…………… (監理課) 6
- 熊本県公営企業(電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業)業務状況の公表…………… (環境立県推進課) 6
- 熊本県下水道事業業務状況の公表…………… (下水環境課) 17
- 熊本県次期教育情報基盤システム構築等業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等…………… (教育政策課) 19
- 熊本県次期教育情報基盤システム構築等業務委託に係る一般競争入札の実施…………… ( 〃 ) 19
- 令和8年度(2026年度)熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れにおける一般競争入札に参加する者に必要な資格等…………… (高校教育課) 23
- 令和8年度(2026年度)熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れにおける一般競争入札の実施…………… ( 〃 ) 23

## 告 示

### 熊本県告示第475号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和8年(2026年)6月16日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
上場苑 阿蘇市黒川922-2	合同会社上場苑 阿蘇市小里368-2 上場 康浩	就労継続支援B型	令和8年(2026年)6月5日

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
令和8年（2026年）6月16日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県人吉市古仏頂町字荒野864番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第477号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
令和8年（2026年）6月16日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字黒肥地字葉木10164番
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第478号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
令和8年（2026年）6月16日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡あさぎり町岡原北字宇土山1394番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
宇土山1394番（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びにあさぎり町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第479号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定したので、同条第4項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、令和8年（2026年）6月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
令和8年（2026年）6月16日

熊本県知事 木 村 敬

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
一般国道	389号	荒尾市大島字下町1039番2地先から 荒尾市宮内出目字北外平119番1地先まで

2 指定する期日 令和8年(2026年)6月16日

**熊本県告示第480号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成7年熊本県規則第16号）第2条第1項の規定により告示する。

令和8年(2026年)6月16日

熊本県知事 木村 敬

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
消化器内科	千代永 卓	独立行政法人労働者健康安全機構 熊本労災病院 八代市竹原町1670	令和8年(2026年) 5月29日
耳鼻咽喉科	川崎 佳奈子	江崎耳鼻咽喉科クリニック 荒尾市荒尾2018-1	令和8年(2026年) 5月29日
整形外科	山田 祐莉子	独立行政法人労働者健康安全機構 熊本労災病院 八代市竹原町1670	令和8年(2026年) 5月29日
小児科	大串 栄彦	荒尾市立 有明医療センター 荒尾市荒尾2600番地	令和8年(2026年) 5月29日
外科	加藤 梨佳子	荒尾市立 有明医療センター 荒尾市荒尾2600番地	令和8年(2026年) 5月29日
外科	岩佐 憲臣	熊本リハビリテーション病院 菊池郡菊陽町曲手760	令和8年(2026年) 5月29日
整形外科	米村 光信	熊本リハビリテーション病院 菊池郡菊陽町曲手760	令和8年(2026年) 5月29日
腎臓内科	入江 亮輔	国保 水俣市立総合医療センター 水俣市天神町1-2-1	令和8年(2026年) 5月29日
呼吸器内科	増永 愛子	独立行政法人国立病院機構熊本再 春医療センター 合志市須屋2659	令和8年(2026年) 5月29日
整形外科	原 慎太郎	荒尾市立 有明医療センター 荒尾市荒尾2600番地	令和8年(2026年) 5月29日
耳鼻咽喉科	高野 若菜	黒田耳鼻咽喉科医院 八代市鏡町下村1513-1	令和8年(2026年) 5月29日
循環器内科	木村 優一	阿蘇医療センター 阿蘇市黒川1266	令和8年(2026年) 5月29日

**熊本県告示第481号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和8年(2026年)6月16日

熊本県知事 木村 敬

(育成医療・更生医療)

指定自立支援医療機関の 名称及び所在地	担当する 医療の種類	指定年月日
ひかり調剤薬局 玉名市亀甲115-8	調剤	令和8年(2026年) 6月1日
くらしの薬局 上天草市姫戸町姫浦2528-3	調剤	令和8年(2026年) 6月1日

くらしの薬局 阿村店 上天草市松島町阿村804-6	調剤	令和8年(2026年) 6月1日
------------------------------	----	---------------------

**熊本県告示第482号**

家畜商法(昭和24年法律第208号)第4条の2第1項の規定に基づき、令和8年度(2026年度)熊本県家畜商講習会を次のとおり開催する。  
令和8年(2026年)6月16日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 講習会の目的  
家畜取引の業務に関し必要な知識を習得させることを目的とする。
- 2 受講対象者  
家畜商の免許を受けて家畜取引の事業を営もうとする者又は家畜取引の業務に従事しようとする者
- 3 講習会の日時及び場所
  - (1) 日時  
令和8年(2026年)8月27日 午前8時50分から午後5時まで  
令和8年(2026年)8月28日 午前8時50分から午後5時15分まで
  - (2) 場所  
熊本県立農業大学校  
所在地：熊本県合志市栄3805  
電話：096-248-1188
- 4 講習科目及び講習時間
  - (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
  - (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
  - (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 5 受講手続
  - (1) 提出書類  
ア 必要事項を記入した家畜商講習会受講申込書(別記様式第1号)  
イ 受講手数料3,300円(熊本県収入証紙を受講申込書に貼付)  
※現金書留(返信用封筒を同封)で購入も可。  
宛先：熊本県庁地下売店(〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)  
ウ 写真2枚(申込前6月以内に撮影した、上半身、正面、無帽で本人と識別できるもの。サイズは、縦4センチメートル、横3センチメートル程度のもの。1枚は受講申込書に貼り付け、1枚は同封すること。)
  - (2) 提出先  
ア 県内在住の受講希望者は、各広域本部(地域振興局)農業・普及振興課に上記(1)を提出すること(郵送も可)。県外在住の受講希望者は、熊本県農林水産部生産経営局畜産課(以下「畜産課」という。)に上記(1)を郵送にて提出すること。  
イ 熊本県立農業大学校(以下「農業大学校」という。)の受講希望生は、同校校長を経由して、畜産課に上記(1)を提出すること。
  - (3) 提出期限  
令和8年(2026年)7月21日(火)
  - (4) 受講票の交付  
ア 県内在住の受講希望者(農業大学校学生を除く。)に対しては、各広域本部(地域振興局)農業普及・振興課から、県外在住の受講希望者に対しては、畜産課から、家畜商講習会受講票(別記様式第2号)を交付する。  
なお、管轄居住地以外からの受講申込みについては、居住地を管轄する局へ転送すること。  
イ 農業大学校の受講希望生に対しては、畜産課から家畜商講習会受講票(別記様式第2号)を交付する。
- 6 受講上の注意
  - (1) 徴収した受講手数料は、原則返還しない。
  - (2) 受講者は、受講中の携帯電話、タブレット等の利用を原則禁止する。  
ただし、電子書籍を用いる場合は使用可とする。
- 7 講習の免除に係る特例措置  
家畜商法施行令(昭和28年政令第252号)第1条の4第1項ただし書の規定に基づき、獣医師の免許を有する者及び家畜人工授精師の免許を有する者が講習の免除の特例措置の適用を受ける場合は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを受講申込書に添付すること。  
なお、免除の特例措置の適用を受ける者にあつては、受講科目の一部が免除される。
- 8 修了証明書の交付  
講習会の課程を修了した者には、講習会の終了後、修了証明書を交付する。
- 9 その他
  - (1) 受講生は、受講日に家畜商講習会受講票(知事印が押印された原本)及び筆記具を持参すること。

- (2) 受講生は、午前8時45分までに、開催場所に設置された受付に受講票を提出し、受付を済ませること。
- (3) 講習会に使用するテキスト「家畜取引の知識 第2次改訂版」（令和8年改訂版）は、講習会当日に受付において別途販売する。電子書籍の購入を希望する場合は、事前に購入を完了し、受付にて購入していることの確認を受けること。

**公 告****熊本県公告第332号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により八代市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年（2026年）6月16日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（都市計画）	令和8年（2026年） 5月20日から 令和8年（2026年） 12月24日まで	熊本県八代市の一部

**熊本県公告第333号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）6月16日

熊本県知事 木村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字上島字皆本1188番1  
2, 585.10平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市東区上南部二丁目1番100号  
株式会社ハピネス

**熊本県公告第334号**

上益城郡山都町に事務所を置く矢部開パ地区土地改良区理事長高橋裕一朗から令和8年（2026年）4月15日付けで申請のあった定款の変更については、令和8年（2026年）6月1日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

令和8年（2026年）6月16日

熊本県知事 木村 敬

**熊本県公告第335号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営水俣地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和8年（2026年）6月16日

熊本県知事 木村 敬

- 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営水俣地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間  
令和8年（2026年）6月17日から令和8年（2026年）7月14日まで
- 縦覧場所  
水俣市役所

**熊本県公告第336号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）6月16日

熊本県知事 木村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 菊池郡菊陽町大字原水字下大谷4069番8の一部、同4069番11、同4069番13及び同4069番14並びに同字村上4121番8、同4122番2の一部、同4122番3、同4123番1、同4123番2、同4123番3、同4123番7、同4124番1及び同4125番7並びに同字井出上4366番3、同4366番6、同4367番3、同4368番1、同4369番1、同4369番4の一部、同4369番6、同4369番7、同4369番8、同4383番3、同4383番5、同4384番1、同4384番2及び同4384番3並びに同字大人足4385番2、同4385番3、同4385番4、同4385番5、同4385番6、同4386番5、同4386番6、同4386番7、同4386番8、同4400番2、同4400番2の一部、同4401番2の一部、同4402番2、同4403番、同4404番、同4405番、同4406番、同4407番及び同4408番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
 東京都港区芝浦三丁目4番1号グランパークタワー  
 日本エア・リキード合同会社  
 合志市福原1番地35  
 株式会社ウィンクエスト

熊本県公告第337号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により農林水産省九州農政局八代海岸保全事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年(2026年)6月16日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(堤防動態観測(3級水準測量)、2級基準点測量)	令和8年(2026年)6月21日から 令和9年(2027年)3月15日まで	熊本県八代市郡築六番町～郡築十二番町及び昭和同仁町地内

熊本県公告第338号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2第1項の規定により、令和7年度(2025年度)下半期の熊本県公営企業(電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業)の業務の状況を次のとおり公表する。

令和8年(2026年)6月16日

熊本県知事 木村 敬

熊本県電気事業業務状況

熊本県電気事業の令和7年度(2025年度)下半期(令和7年(2025年)10月1日から令和8年(2026年)3月31日まで)における業務状況は、次のとおりである。

- 1 事業の概況  
 本県の電気事業(7水力発電所、最大出力55,600キロワット)については、電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく「発電事業」として、九州電力株式会社と電力需給契約を締結し、電力の供給を実施している。  
 当期の供給電力量は、21,213,181キロワット時で、目標供給電力量30,235,000キロワット時に対し70.2パーセントの達成率となり、料金収入(消費税及び地方消費税込み。以下同じ。)は、531,852,866円であった。目標供給電力量に対して供給電力量が減少した主な要因は、当期の降水量が例年を下回ったことに加えて、改修工事に伴う発電停止があったことが挙げられる。  
 契約料金については、市房第一及び市房第二発電所については、令和2年度(2020年度)から、緑川第一及び緑川第二発電所については、令和4年(2022年)11月から固定価格買取制度に移行し、発電量に応じた完全従量制となっている。また、笠振、菊鹿及び緑川第三発電所については、基本料金及び従量料金による二部料金制となっている。

- (1) 電力の供給状況について  
 当期各月の電力の供給状況は、次のとおりである。

月	区分	水 力 発 電							全発電所計
		市房第一	市房第二	緑川第一	緑川第二	笠 振	菊 鹿	緑川第三	
10	目標(kWh)	2,842,000	715,000	5,284,000	0	234,000	250,000	135,000	9,460,000
	実績(kWh)	1,557,960	0	323,220	130,200	257,345	190,819	303,683	2,763,227
	達成率(%)	54.8	0.0	6.1		110.0	76.3	225.0	29.2
11	目標(kWh)	2,086,000	425,000	0	0	107,000	197,000	110,000	2,925,000
	実績(kWh)	915,912	95,604	0	0	123,194	160,061	223,384	1,518,155
	達成率(%)	43.9	22.5			115.1	81.2	203.1	51.9
12	目標(kWh)	1,645,000	490,000	0	0	84,000	179,000	116,000	2,514,000
	実績(kWh)	786,168	120,360	731,760	372,336	80,633	149,135	253,411	2,493,803
	達成率(%)	47.8	24.6			96.0	83.3	218.5	99.2
1	目標(kWh)	1,302,000	230,000	0	0	81,000	166,000	110,000	1,889,000
	実績(kWh)	652,704	52,038	2,080,560	1,190,376	42,139	129,949	88,960	4,236,726
	達成率(%)	50.1	22.6			52.0	78.3	80.9	224.3
2	目標(kWh)	1,782,000	346,000	0	0	164,000	171,000	133,000	2,596,000
	実績(kWh)	531,984	33,546	2,189,040	1,401,072	47,734	117,961	72,806	4,394,143
	達成率(%)	29.9	9.7			29.1	69.0	54.7	169.3
3	目標(kWh)	1,669,000	486,000	5,293,000	2,699,000	305,000	242,000	157,000	10,851,000
	実績(kWh)	515,400	3,006	3,057,480	1,891,944	97,860	140,204	101,233	5,807,127
	達成率(%)	30.9	0.6	57.8	70.1	32.1	57.9	64.5	53.5
計	目標(kWh)	11,326,000	2,692,000	10,577,000	2,699,000	975,000	1,205,000	761,000	30,235,000
	実績(kWh)	4,960,128	304,554	8,382,060	4,985,928	648,905	888,129	1,043,477	21,213,181
	達成率(%)	43.8	11.3	79.2	184.7	66.6	73.7	137.1	70.2

(2) 電力料金について

当期の料金収入は、次のとおりである。

ア	市房第一、市房第二、緑川第一及び緑川第二発電所
	従量料金※ 491,902,482円
	※各月の電気料金収入は、供給電力量に26.40円/kWhを乗じた額(1円未満切捨て)
イ	笠振、菊鹿及び緑川第三発電所
	基本料金※1 28,577,000円
	従量料金※2 7,741,533円
	小計 36,318,533円
	消費税相当額 3,631,851円
	合計 39,950,384円

※1 月額4,761,000円×5(月)+4,772,000円

※2 各月の電気料金収入は、供給電力量に3円/kWhを乗じた額

(3) 修繕及び改良工事等について

当期の主な修繕及び改良工事等は、次のとおりである。

発電所等	工事名	工事金額 (円、税込)	工期
市房	(改良)市房発電所放流警報装置 更新工事	88,660,000	R7.11.10 ~R9.3.24
笠振	(改良)笠振発電所進入路新設工 事	12,353,000	R7.12.10 ~R8.5.29
緑川	(改良)緑川第二発電所取水口除 塵機更新工事	101,200,000	R8.1.13 ~R9.3.19
発電総合	(改良)発電総合管理所気中開閉	1,243,000	R7.11.25

管理所	器取替工事	~R8.1.30
-----	-------	----------

(4) 職員数について  
 令和7年度(2025年度)電気事業の職員数は、次のとおりである。  
 (令和8年(2026年)3月31日現在) (単位:人)

区 分		職 員	現業職員	会計年度任用職員	計
本 庁	局 長	1	0	0	1
	総務経営課	19	0	1	20
	工 務 課	9	0	0	9
発 電 総 合 管 理 所		18	1	15	34
計		47	1	16	64

(5) 条例等の制定、改廃について

< 条 例 >

な し

< 管理規程 >

令和7年(2025年)9月26日	熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第5号)
令和7年(2025年)10月24日	熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第6号)
令和8年(2026年)1月27日	熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第1号)
令和8年(2026年)2月3日	熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第2号)
令和8年(2026年)3月31日	熊本県行政文書管理規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第3号)
令和8年(2026年)3月31日	熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第4号)

2 経理の状況

令和7年度(2025年度)の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県電気事業合計残高試算表  
令和8年(2026年)3月31日

(単位：円)

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
		営 業 収 益	2,925,775,414	2,925,775,414
		営 業 外 収 益	48,930,701	48,930,701
2,458,286,834	2,458,359,193	営 業 費 用	72,359	
30,429,223	30,429,223	営 業 外 費 用		
169,400,000	169,400,000	特 別 損 失		
20,537,787,166	20,558,916,610	水 力 発 電 設 備	21,129,444	
	3,499,731	減価償却累計額(水力)	8,314,756,345	8,311,256,614
437,499,131	437,499,131	業 務 設 備		
		減価償却累計額(業務)	229,024,347	229,024,347
71,620,017	71,620,017	建 設 仮 勘 定		
21,167,115	21,481,293	事 業 外 固 定 資 産	314,178	
116,854,190	159,654,908	無 形 固 定 資 産	42,800,718	
379,395,434	379,395,434	投 資 そ の 他 の 資 産		
4,774,774,364	18,626,961,387	現 金 預 金	13,852,187,023	
269,871,142	533,760,676	未 収 金	263,889,534	
	265,554,000	短 期 投 資	265,554,000	
65,610,000	498,182,146	前 払 金	432,572,146	
	40,000	前 払 費 用	40,000	
	88,732,201	雑 流 動 資 産	88,732,201	
	933,341,890	企 業 債 ( 固 定 )	8,384,994,774	7,451,652,884
	27,051,968	退 職 給 付 引 当 金	643,913,601	616,861,633
		特 別 修 繕 引 当 金	573,559,250	573,559,250
	945,758,076	企 業 債 ( 流 動 )	1,879,099,966	933,341,890
	225,008,352	未 払 金	310,102,847	85,094,495
	187,569,619	未 払 費 用	347,624,876	160,055,257
	335,310,115	預 り 金	352,433,466	17,123,351
	1,680,637	前 受 金	1,680,637	
	37,509,000	引 当 金 ( 流 動 )	75,884,000	38,375,000
		長 期 前 受 金	622,443,761	622,443,761
406,698,986	406,698,986	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額		
		資 本 金	5,178,625,311	5,178,625,311
		資 本 剰 余 金	7,016,312	7,016,312
	2,413,796,000	利 益 剰 余 金	4,954,053,382	2,540,257,382
29,739,393,602	49,817,210,593	合 計	49,817,210,593	29,739,393,602

3 令和8年度(2026年度)経営方針

「熊本県企業局経営戦略2020(第5期経営基本計画)」(令和2年(2020年)3月策定、令和8年(2026年)3月改訂)に基づき、計画的かつ効率的な経営の推進を図る。

発電所・ダムの適切な維持管理等により安定的な発電を行い、引き続き電力料収入の確保を図る。

また、令和7年度(2025年度)に引き続き、県政貢献のため、収益の一部を一般会計へ繰り出す。

4 令和8年度(2026年度)予算の概要  
 令和8年度(2026年度)予算(消費税及び地方消費税込み)の概要は、次のとおりである。

(1) 収益的収入及び支出	
事業収益	3,930,842,000円
(内訳)	
営業収益	3,885,500,000円
(うち電力料収入)	3,880,879,000円)
営業外収益	45,342,000円
事業費	2,577,715,000円
(内訳)	
営業費用	2,190,665,000円
営業外費用	347,050,000円
予備費	40,000,000円
差引純利益	1,353,127,000円
(2) 資本的収入及び支出	
資本的収入	0円
資本的支出	2,492,718,000円
(内訳)	
建設改良費	509,376,000円
投資	500,000,000円
企業債償還金	933,342,000円
他会計への繰出金	500,000,000円
予備費	50,000,000円

熊本県工業用水道事業業務状況

熊本県工業用水道事業の令和7年度(2025年度)下半期(令和7年(2025年)10月1日から令和8年(2026年)3月31日まで)における業務状況は、次のとおりである。

1 事業の概況

工業用水道事業においては、有明工業用水道、八代工業用水道及び苓北工業用水道の3つの工業用水道を運営している。

有明工業用水道の令和7年度(2025年度)下半期末時点における受水企業数は13社、累計契約水量は2,687,594立方メートルで、給水能力に対する契約率は43.6パーセントであった。料金収入(消費税及び地方消費税込み。以下同じ。)は110,498,232円で、前年度同期の110,563,286円に対し、99.9パーセントとなった。

八代工業用水道の令和7年度(2025年度)下半期末時点における受水企業数は22社、累計契約水量は2,493,764立方メートルで、前年度同期に比べ、17,290立方メートル減少し、給水能力に対する契約率は50.2パーセントであった。料金収入は88,850,404円で、前年度同期の90,897,729円に対し、97.7パーセントとなった。

苓北工業用水道の令和7年度(2025年度)下半期末時点における受水企業数は2社、累計契約水量は1,284,920立方メートルで、給水能力に対する契約率は98.1パーセントであった。料金収入は63,971,609円で、前年度同期の63,278,213円に対し、101.1パーセントとなった。

なお、有明及び八代工業用水道においては、経営改善策の一環として、令和3年(2021年)4月から20年間、コンセッション(公共施設等運営権)方式により民間事業者が運営を行う官民連携事業を実施している。

※コンセッション(公共施設等運営権)方式

利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式で、民間事業者が長期に安定して施設等の運営・維持管理を行うことで、民間の創意工夫を活用し、効率的かつ効果的に事業を実施する方法。

(1) 給水の状況について

有明工業用水道、八代工業用水道及び苓北工業用水道の当期各月の契約水量及び料金収入等の状況は、次のとおりである。

有明工業用水道  
 給水能力：33,860m<sup>3</sup>/日  
 契約水量：14,767m<sup>3</sup>/日(令和8年(2026年)3月31日現在)  
 料金：基本使用水量50円/m<sup>3</sup>、超過使用水量100円/m<sup>3</sup>

月	受水企業数	契約水量 (m <sup>3</sup> /月)	料金収入 (円)
10	13	457,777	19,377,737 [13,299,812]

11	1 3	443,010	18,189,105 [12,516,313]
12	1 3	457,777	18,667,104 [12,847,365]
1	1 3	457,777	18,677,180 [12,853,162]
2	1 3	413,476	16,791,698 [11,564,914]
3	1 3	457,777	18,795,408 [12,933,523]
計		2,687,594	110,498,232 [76,015,089]

※ [ ] はコンセッション方式導入に伴う県の収受額（内数）

八代工業用水道

給水能力：27,300 m<sup>3</sup>/日  
 契約水量：13,702 m<sup>3</sup>/日（令和8年（2026年）3月31日現在）  
 料金：基本使用水量35円/m<sup>3</sup>、超過使用水量70円/m<sup>3</sup>

月	受水企業数	契約水量（m <sup>3</sup> /月）	料金収入（円）
10	2 2	424,762	15,514,575 [ 3,399,328]
11	2 2	411,060	15,003,130 [ 3,291,823]
12	2 2	424,762	14,924,128 [ 3,315,446]
1	2 2	424,762	14,824,820 [ 2,959,942]
2	2 2	383,656	13,642,491 [ 2,695,725]
3	2 2	424,762	14,941,260 [ 2,960,154]
計		2,493,764	88,850,404 [18,622,418]

※ [ ] はコンセッション方式導入に伴う県の収受額（内数）

苓北工業用水道

給水能力：7,200 m<sup>3</sup>/日  
 契約水量：7,060 m<sup>3</sup>/日（令和8年（2026年）3月31日現在）  
 料金：基本使用水量50円/m<sup>3</sup>、超過使用水量100円/m<sup>3</sup>

月	受水企業数	契約水量（m <sup>3</sup> /月）	料金収入（円）
10	2	218,860	11,060,901
11	2	211,800	10,841,127
12	2	218,860	10,778,157
1	2	218,860	10,778,157
2	2	197,680	9,735,110
3	2	218,860	10,778,157
計		1,284,920	63,971,609

- (2) 修繕及び改良工事等について  
 当期の主な修繕及び改良工事等は、次のとおりである。

事業名	工 事 名	工事金額（円、税込）	工 期
有 明	（改良）有明工業用水道（菊池地域） 低圧電力引込工事	3,002,870	R7.10.27 ～R8.1.16
苓 北	（改良）都呂々ダム堤体内照明及び ケーブル他取替工事	9,545,800	R7.10.24 ～R8.3.19
苓 北	（改良）都呂々ダム水象データ提供 整備工事	2,750,000	R7.11.28 ～R8.2.27

- (3) 職員数について  
 令和7年度（2025年度）工業用水道事業の職員数は、次のとおりである。  
 （令和8年（2026年）3月31日現在）（単位：人）

区 分		職 員	現業職員	会計年度任用職員	計
有明	本庁 半導体工業用水道整 備室	7	0	0	7
八代		0	0	0	0
苓北	都呂々ダム管理事務所	2	1	4	7
計		9	1	4	14

- (4) 条例等の制定、改廃について

< 条 例 >

な し

< 管 理 規 程 >

令和7年(2025年)9月26日

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程

(熊本県公営企業管理規程第5号)

令和7年(2025年)10月24日

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程

(熊本県公営企業管理規程第6号)

令和8年(2026年)1月27日

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程

(熊本県公営企業管理規程第1号)

令和8年(2026年)2月3日

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

(熊本県公営企業管理規程第2号)

令和8年(2026年)3月31日

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する規程

(熊本県公営企業管理規程第3号)

令和8年(2026年)3月31日

熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する規程

(熊本県公営企業管理規程第4号)

2 経理の状況

令和7年度(2025年度)の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県工業用水道事業合計残高試算表

令和8年(2026年)3月31日

(単位:円)

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
		営 業 収 益	659,536,041	659,536,041
		営 業 外 収 益	370,624,572	370,624,572
		特 別 利 益	596,000	596,000
1,167,717,249	1,176,645,670	営 業 費 用	8,928,421	
23,735,615	27,559,119	営 業 外 費 用	3,823,504	
14,377,415,182	14,383,942,608	工 業 用 水 道 設 備	6,527,426	
1,704,261,896	1,705,011,617	建 設 仮 勘 定	749,721	
	3,944,331	減 価 償 却 累 計 額	7,551,913,798	7,547,969,467
9,118,381,760	9,407,629,812	無 形 固 定 資 産	289,248,052	
311,871,365	319,620,343	投 資 そ の 他 の 資 産	7,748,978	
1,571,119,120	5,053,787,453	現 金 預 金	3,482,668,333	
176,581,842	549,709,159	未 収 金	373,127,317	
9,409,420	9,409,420	貯 蔵 品		
78,310,000	535,989,244	前 払 金	457,679,244	
	96,593,592	雑 流 動 資 産	96,593,592	
	218,015,903	企 業 債 ( 固 定 )	2,322,765,521	2,104,749,618
	35,186,910	他 会 計 借 入 金 ( 固 定 )	12,623,797,555	12,588,610,645
		退 職 給 付 引 当 金	99,068,835	99,068,835
		修 繕 準 備 引 当 金	278,357,483	278,357,483
		特 別 修 繕 引 当 金	23,890,000	23,890,000
	216,386,395	企 業 債 ( 流 動 )	434,402,298	218,015,903
	566,294,910	他 会 計 借 入 金 ( 流 動 )	601,481,820	35,186,910
	175,006,964	未 払 金	223,580,744	48,573,780
	85,642,682	未 払 費 用	562,121,106	476,478,424
	74,231,089	預 り 金	81,036,296	6,805,207
	398,675,622	前 受 金	408,941,655	10,266,033
	4,127,000	賞 与 引 当 金	8,297,000	4,170,000
	778,000	法 定 福 利 費 引 当 金	1,572,000	794,000
	160,454,530	長 期 前 受 金	13,786,126,058	13,625,671,528
4,828,543,426	4,830,786,913	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	2,243,487	
	19,217,275	運 営 権 者 更 新 投 資	608,389,441	589,172,166
		資 本 金	30,000	30,000
		資 本 剰 余 金	348,810,608	348,810,608
		利 益 剰 余 金 ( △ 欠 損 金 )	△ 5,671,169,418	△ 5,671,169,418
	19,217,275	工 事 受 託 金	20,356,348	1,139,073
33,367,346,875	40,073,863,836	合 計	40,073,863,836	33,367,346,875

3 令和8年度(2026年度)経営方針

「熊本県企業局経営戦略2020(第5期経営基本計画)」(令和2年(2020年)3月策定、令和8年(2026年)3月改訂)に基づき、計画的かつ効率的な経営の推進を図る。

有明及び八代工業用水道については、令和3年(2021年)4月からコンセッション(公共施設等運営権)方式を導入しており、引き続き民間の技術力や経営ノウハウを

活かした更新及び維持管理等の実施により、工業用水の安定供給や需要拡大に取り組んでいく。  
 また、有明工業用水道の未利用水を活用して、新たに菊池地域に供給する工業用水道の整備を引き続き進める。

4 令和8年度(2026年度)予算の概要

令和8年度(2026年度)予算(消費税及び地方消費税込み)の概要は、次のとおりである。

(1) 収益的収入及び支出	
事業収益	1, 162, 385, 000円
(内訳)	
営業収益	763, 847, 000円
営業外収益	398, 538, 000円
事業費	1, 284, 647, 000円
(内訳)	
営業費用	1, 237, 869, 000円
営業外費用	36, 778, 000円
予備費	10, 000, 000円
差引純損失	122, 262, 000円
(2) 資本的収入及び支出	
資本的収入	566, 640, 000円
(内訳)	
企業債	378, 000, 000円
長期借入金	96, 412, 000円
補助金	82, 851, 000円
会計内返還金	7, 749, 000円
雑収入	1, 628, 000円
資本的支出	629, 138, 000円
(内訳)	
建設改良費	388, 372, 000円
企業債償還金	218, 017, 000円
長期借入金償還金	7, 749, 000円
予備費	15, 000, 000円

熊本県有料駐車場事業業務状況

熊本県有料駐車場事業の令和7年度(2025年度)下半期(令和7年(2025年)10月1日から令和8年(2026年)3月31日まで)における業務状況は、次のとおりである。

1 事業の概況

有料駐車場事業においては、利用者サービスの向上等を図るため、平成28年度(2016年度)から熊本県営有料駐車場及び第二有料駐車場ともに利用料金制による指定管理者制度(※)に移行し、指定管理者が管理運営を行っている。

当期の熊本県営有料駐車場(安政町)の利用台数は、106,753台で、前年度同期比103.8パーセントとなった。

また、熊本県営第二有料駐車場(新屋敷)の累計契約台数は210台で、前年度同期比95.5パーセントとなった。

※利用料金制による指定管理者制度

条例に基づき指定された者が、料金を自らの収入として管理運営を行うこと。

(1) 利用台数について

当期各月の利用台数の状況は、次のとおりである。

月	県営有料駐車場(安政町)			県営第二有料駐車場(新屋敷)		
	利用台数(台)		前年度同期比 (%)	利用台数(台)		前年度同期比 (%)
	令和7年度	令和6年度		令和7年度	令和6年度	
10	18,079	17,197	105.1	35	37	94.6
11	18,235	17,076	106.8	35	37	94.6
12	18,922	18,448	102.6	35	37	94.6
1	17,045	16,024	106.4	35	37	94.6
2	15,649	15,811	99.0	35	36	97.2
3	18,823	18,302	102.8	35	36	97.2
計	106,753	102,858	103.8	210	220	95.5

(2) 修繕及び改良工事等について  
なし

(3) 職員数について  
令和7年度(2025年度)有料駐車場事業の職員数は、次のとおりである。  
(令和8年(2026年)3月31日現在) (単位:人)

区 分		職 員	現業職員	会計年度任用職員	計
本庁	総務経営課	1	0	0	1

(4) 条例等の制定、改廃について

< 条 例 >

なし

< 管理規程 >

令和7年(2025年)9月26日	熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第5号)
令和7年(2025年)10月24日	熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第6号)
令和8年(2026年)1月27日	熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第1号)
令和8年(2026年)2月3日	熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第2号)
令和8年(2026年)3月31日	熊本県行政文書管理規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第3号)
令和8年(2026年)3月31日	熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第4号)

2 経理の状況

令和7年度(2025年度)の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県有料駐車場事業合計残高試算表

令和8年(2026年)3月31日

(単位:円)

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
		営 業 収 益	112,249,059	112,249,059
		営 業 外 収 益	6,932,485	6,932,485
22,130,940	22,130,940	営 業 費 用		
73,785	73,785	営 業 外 費 用		
2,158,739,593	2,158,739,593	有 料 駐 車 場 設 備		
		減 価 償 却 累 計 額	757,840,572	757,840,572
148,100	148,100	無 形 固 定 資 産		
877,557,440	2,341,210,217	現 金 預 金	1,463,652,777	
28,325,818	55,007,624	未 収 金	26,681,806	
	141,328	雑 流 動 資 産	141,328	
	706,740	企 業 債 ( 固 定 )	7,000,000	6,293,260
	810,000	退 職 給 付 引 当 金	18,865,293	18,055,293
		企 業 債 ( 流 動 )	706,740	706,740
	706,700	未 払 金	1,947,300	1,240,600
	946,161	未 払 費 用	1,537,685	591,524
	907,985	預 り 金	1,370,819	462,834
	646,000	賞 与 引 当 金	1,314,000	668,000
	125,000	法 定 福 利 費 引 当 金	256,000	131,000
		長 期 前 受 金	74,590,053	74,590,053
55,200,593	55,200,593	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額		
		資 本 金	1,788,765,757	1,788,765,757
		資 本 剰 余 金	72,800	72,800
	135,194,000	利 益 剰 余 金	508,770,292	373,576,292
3,142,176,269	4,772,694,766	合 計	4,772,694,766	3,142,176,269

3 令和8年度(2026年度)経営方針

「熊本県企業局経営戦略2020(第5期経営基本計画)」(令和2年(2020年)3月策定、令和8年(2026年)3月改訂)に基づき、計画的かつ効率的な経営の推進を図る。

平成28年度(2016年度)から利用料金制による指定管理者制度を導入しており、引き続き民間のノウハウを活かした適切な維持管理と安定的な経営、サービス向上に努める。

また、中心市街地活性化に関する施策への連携・協力による地域への貢献等に取り組むほか、令和7年度(2025年度)に引き続き、県政貢献のため、収益の一部を一般会計へ繰り出す。

4 令和8年度(2026年度)予算の概要

令和8年度(2026年度)予算(消費税及び地方消費税込み)の概要は、次のとおりである。

(1) 収益的収入及び支出	
事業収益	118,822,000円
(内訳)	
営業収益	111,240,000円
営業外収益	7,582,000円
事業費	29,068,000円
(内訳)	
営業費用	28,012,000円

営業外費用	56,000円
予備費	1,000,000円
差引純利益	89,754,000円

(2) 資本的収入及び支出

資本的収入	0円
資本的支出	50,707,000円
(内訳)	
他会計への繰出金	50,000,000円
企業債償還金	707,000円

熊本県公告第339号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、令和7年度（2025年度）下期の熊本県下水道事業の業務の状況を次のとおり公表する。  
令和8年（2026年）6月16日

熊本県知事 木村 敬

1 事業の概況

(1) 概況

熊本北部流域下水道の当期の流入水量は13,625,078<sup>m</sup>で前年度と比較すると103.1パーセント、球磨川上流流域下水道は1,326,150<sup>m</sup>で102.2パーセント、また八代北部流域下水道は1,244,403<sup>m</sup>で102.1パーセントとなっている。

なお、熊本セミコン特定公共下水道については、事業計画に基づく施設の設計や用地取得等を行った。

(2) 流入水量の状況

	熊本北部		球磨川上流		八代北部	
	今年度(m <sup>3</sup> )	前年同期比(%)	今年度(m <sup>3</sup> )	前年同期比(%)	今年度(m <sup>3</sup> )	前年同期比(%)
10月	2,264,909	101.8	223,450	100.7	214,164	104.4
11月	2,222,482	100.9	215,038	100.0	201,980	97.3
12月	2,317,798	102.9	227,487	102.4	211,250	101.9
1月	2,326,020	104.9	227,494	104.3	206,169	100.4
2月	2,148,008	105.3	206,286	103.1	186,485	100.8
3月	2,345,861	103.0	226,395	102.6	224,355	107.6
計	13,625,078	103.1	1,326,150	102.2	1,244,403	102.1

(3) 建設及び改良工事の状況

令和7年度（2025年度）の主な建設及び改良工事は、次のとおりである。

流域下水道名	工事等名称	工事金額(円、税込)	工期
熊本北部	熊本北部流域下水道熊本北部浄化センター汚泥処理設備増築(回収ユニット)建設工事委託に関する協定	473,310,000	R6(2024).3.18 ~R9(2027).3.31
熊本北部	熊本北部流域下水道熊本北部浄化センター汚泥脱水設備(機械)改築更新工事委託に関する協定	311,520,000	R6(2024).3.11 ~R9(2027).3.31
熊本北部	熊本北部流域下水道熊本北部浄化センター水処理施設増設(最終沈殿池機械)の建設工事委託に関する協定	219,230,000	R6(2024).3.5 ~R7(2025).12.23
球磨川上流	球磨川上流流域下水道球磨川上流浄化センター汚泥脱水機機械設備改築更新工事委託に関する協定	389,800,000	R5(2023).5.26 ~R7(2025).11.28
八代北部	八代北部流域下水道八代北部浄化センター受変電設備改築更新工事委託に関する協定	273,890,000	R6(2024).3.7 ~R8(2026).3.3

(4) 職員の状況

令和7年度（2025年度）下水道事業の職員数は、次のとおりである。  
(令和8年（2026年）3月31日現在) (単位：人)

区 分	職 員
損益勘定職員 (人)	5
資本勘定職員 (人)	7
合 計	12

(5) 条例等の制定、改廃について  
なし

2 経理の状況

令和7年度(2025年度)の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県流域下水道事業会計合計残高試算表

令和8年(2026年)3月31日

(単位:円)

借方		勘定科目	貸方	
残高	累計		累計	残高
	8,859,549	営業収益	2,007,624,671	1,998,765,122
		営業外収益	1,334,735,155	1,334,735,155
2,824,337,625	2,830,551,217	営業費用	6,213,592	
59,640,987	59,640,987	営業外費用		
29,275,748,249	40,036,441,185	有形固定資産	10,760,692,936	
94,681,220	94,681,225	無形固定資産	5	
163,816,761	172,676,310	投資その他資産	8,859,549	
3,877,200,826	9,675,359,013	現金預金	5,798,158,187	
4,810,441	6,192,306,880	未収金	6,187,496,439	
	323,100	貯蔵品	323,100	
8,859,549	17,719,098	短期貸付金	8,859,549	
	15,181,500	前払金	15,181,500	
	502,002,780	その他流動資産	502,002,780	
	469,802,122	企業債(期限到来1年超)	6,293,166,273	5,823,364,151
	8,859,549	長期借入金(期限到来1年超)	1,348,635,164	1,339,775,615
	524,963,759	企業債(期限到来1年内)	993,765,881	468,802,122
	8,859,549	長期借入金(期限到来1年内)	17,719,098	8,859,549
	1,356,292,781	未払金	2,515,294,348	1,159,001,567
	40,066,233	未払費用	78,654,603	38,588,370
	4,684,000	引当金	9,519,000	4,835,000
	4,058,340	預り保証金	13,054,040	8,995,700
	308,289,461	その他流動負債	308,289,461	
	1,675,159,819	長期前受金	28,856,773,190	27,181,613,371
6,949,288,277	6,974,897,994	長期前受金収益化累計額	25,609,717	
		固有資本金	603,804,332	603,804,332
		資本剰余金	2,654,706,155	2,654,706,155
		利益剰余金	632,537,726	632,537,726
43,258,383,935	70,981,676,451	合計	70,981,676,451	43,258,383,935

3 令和8年度(2026年度)経営方針

「熊本県下水道事業経営戦略」(令和8年(2026年)3月策定)に基づき、計画的かつ効率的な経営の推進に取り組んでいく。

改築更新工事等においては、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な施設の更新を行っていく。

また、半導体産業の更なる集積に伴う社会資本整備に取り組む。

4 令和8年度(2026年度)予算の概要

令和8年度(2026年度)予算の概要は、次のとおりである。

(1) 収益的収入及び支出

下水道事業収益	3,570,902,000円
(内訳)	
営業収益	2,165,886,000円
営業外収益	1,405,016,000円
下水道事業費用	3,439,661,000円
(内訳)	
営業費用	3,340,403,000円
営業外費用	99,258,000円
差引純利益	131,241,000円

(2) 資本的収入及び支出

資本的収入 (内訳)	2,630,525,000円
企業債	975,580,000円
他会計補助金	10,604,000円
他会計借入金	14,385,000円
補助金	1,258,750,000円
負担金	362,345,000円
長期貸付金償還金	8,861,000円
資本的支出 (内訳)	3,531,812,000円
建設改良費	3,051,946,000円
企業債償還金	471,005,000円
他会計借入金償還金	8,861,000円

**登載依頼**

**熊本県教育委員会告示第22号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和8年（2026年）6月16日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

- 1 競争入札に付する事項  
熊本県次期教育情報基盤システム構築等業務委託
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、業種が「情報処理業務」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)に提出すること。
  - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
  - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から令和8年（2026年）6月24日（水）午後3時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和11年（2029年）3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和10年（2028年）9月1日から令和10年（2028年）10月31日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

**熊本県教育委員会公告第28号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）6月16日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 業務の名称  
熊本県次期教育情報基盤システム構築等業務委託
  - (2) 業務に係る入札・契約担当部局

熊本県教育庁教育政策課教育DX・働き方改革推進室教育情報化推進班（熊本県庁行政棟新館7階）

郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(3) 業務内容  
熊本県次期教育情報基盤システム構築等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 委託期間

契約締結日から令和10年（2028年）11月30日（木）

(5) 履行場所

熊本県が指定する場所

(6) 入札方法

総合評価一般競争入札による。

(7) 入札方式

この入札は、紙入札案件である。

(8) 入札金額

入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

(9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。

(10) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

(11) 低入札価格調査の設定

この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であること。  
(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、業種が「情報処理業務」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのおり競争入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでの場合で、本入札に参加するため登録内容の変更が必要な場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和8年（2026年）6月24日（水）午後3時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等の取得

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ熊本県ホームページの管理調達課ページを確認の上、提出すること  
提出する場合は、アの受付期間内とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(3)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

(2) 提出方法

(1) アに掲げる書類を書面で、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和8年（2026年）7月16日（木）午後3時まで

(4) 提出先

- 1 (2) の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知  
競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間  
1 (2) の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)6月30日(火)午後3時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1 (2) の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)7月27日(月)まで行う。詳細な仕様書は、1 (2) の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)7月27日(月)まで配布する。
- (3) 入札の方法
- ア 日時 令和8年(2026年)7月27日(月) 午前10時
- イ 場所 1 (2) の入札・契約担当部局
- ウ 入札書及び技術提案書の提出方法  
入札書(代理人が入札するとき、入札書及び委任状)及び技術提案書をアの日時にイの場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和8年(2026年)7月24日(金)(必着)までに1 (2) の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1 (1) の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で1 (1) の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等  
開札は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等、これらが立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)アの日時に(3)イの場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者がいない場合は、再入札を行うものとする。  
なお、入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効  
次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
- イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 入札書に未記入の項目がある入札
- エ 入札金額の有効数字直前に「¥」の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤  
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1 (2) の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出期限は、4 (3) アの日時までとする。  
1 (2) の入札・契約担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
- ア 入札金額の総額と単価の取り違い
- イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 入札保証金  
免除する。
- 5 技術提案書の評価  
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内の入札金額による有効な入札書を提出した者の技術提案書の評価を令和8年(2026年)8月4日(火)に行う。  
また、同日に「熊本県次期教育情報基盤システム構築等業務委託総合評価一般競争入札に係るプレゼンテーション実施要領」により、技術提案書の提案内容についてのプレゼンテーションを実施する。  
なお、予定価格の制限の範囲を超える価格をもって入札を行った者の技術提案書の評価及び提案内容についてのプレゼンテーションは行わない。

- 6 落札者の決定方法
  - (1) 落札者決定基準  
落札者の決定に当たっては、入札説明書で定めるところにより、入札金額に係る評価点（以下「価格点」という。）と技術提案書による提案内容に係る評価点（以下「技術点」という。）の合計点（以下「総合評価点」という。）により評価する。
  - (2) 落札者の決定方法
    - ア (1)で評価した価格点及び技術点の合計である総合評価点が高い者を落札者とする。ただし、本入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第16条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、総合評価点が高い者であっても落札者とならない場合がある。
    - イ アに該当する者が2者以上あるときは、技術点が高い者を落札者とする。また、技術点の最も高い者が2以上あるときは、技術提案書評価基準表の項目2及び4の合計点が高い者を優先する。以上をもつても同点の場合は、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない熊本県の職員にくじを引かせるものとする。
- 7 契約について
  - (1) 契約書の作成の要否  
要
  - (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を用いることを定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
  - (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を用いることを定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
  - (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
  - ア 納付期限 (3)の申出期限
  - イ 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局
- 8 その他
  - (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
  - (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 9 問合せ
  - (1) 問合せ先
    - ア 入札の業務内容全般（業務内容、仕様書、確認申請等）に関すること。  
熊本県教育庁教育政策課教育DX・働き方改革推進室  
電話番号 096-333-2673  
ファックス番号 096-384-1509
    - イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010
  - (2) 受付時間  
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を用いることを定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 10 Summary
  - (1) Name and quantity of commodity  
Comprehensive Services for the Next-Generation Educational Information Infrastructure System of Kumamoto Prefecture
  - (2) Date and Place for tender  
Date: July 27, 2026, 10:00 am  
Place: Educational Policy Division, Kumamoto Prefectural Board of Education (7th floor of Prefectural Government New Building)
  - (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

E d u c a t i o n a l P o l i c y D i v i s i o n , K u m a m o t o  
P r e f e c t u r a l B o a r d o f E d u c a t i o n  
6 - 1 8 - 1 S u i z e n j i , C h u o - k u , K u m a m o t o - C i t y ,  
K u m a m o t o P r e f e c t u r e  
8 6 2 - 8 6 0 9 , J a p a n  
P h o n e : 0 9 6 - 3 3 3 - 2 6 7 3

(4) Other

L a n g u a g e : J a p a n e s e  
C u r r e n c y : J a p a n e s e Y e n

### 熊本県教育委員会告示第23号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和8年（2026年）6月16日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

#### 1 競争入札に付する事項

令和8年度（2026年度）熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ

#### 2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、業種が「リース・レンタル（OA機器類）」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

#### 3 入札参加資格を得るための申請方法等

##### (1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

##### (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

##### (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和8年（2026年）6月24日（水）午後3時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

##### (4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

##### (5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和11年（2029年）3月31日までとする。

##### (6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和10年（2028年）9月1日から令和10年（2028年）10月31日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

### 熊本県教育委員会公告第29号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）6月16日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 調達の種類

令和8年度（2026年度）熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ

##### (2) 借入物品に係る発注・入札・契約担当部局

熊本県教育庁県立学校教育課産業教育指導班（熊本県庁行政棟新館8階）

郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

##### (3) 借入物品に係る入札事務部局

熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）

- 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 借入物品及び数量  
令和8年度(2026年度)熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ要求仕様書(以下「仕様書」という。)による。
  - (5) 借入物品の規格、品質等  
仕様書による。
  - (6) 借入期間  
令和9年(2027年)1月1日(金)から令和14年(2032年)8月31日(火)まで
  - (7) 納入期限  
令和8年(2026年)12月28日(月)
  - (8) 納入場所  
仕様書による。
  - (9) 入札方式(紙入札併用案件)  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムを本県に導入する期間内に熊本県に電子入札システム移行承認願を提出し、熊本県側の承認を受けない者、紙入札による入札に移行できない者、アイ登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者、ウ名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
  - (10) 入札金額  
入札金額は、賃借料1月当たりの借入金とする。見積りに当たっては、68月賃借料率で計算する。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の1を切り捨てる額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札する)とす。
  - (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
  - (12) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、業種が「リース・レンタル(OA機器類)」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加する期間に登録内容の変更が必要となるときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの変更が間に合わない場合がある。  
ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間  
公告の日から令和8年(2026年)6月24日(水)午後3時まで  
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先  
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。  
エ 提出の方法  
イの提出先へ熊本県ホームページの管理調達課ページを確認の上、提出すること。  
提出する場合は、アの受付期間内に必着とする。
  - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
  - (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
  - (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
  - (5) 仕様適合証明願(書)に機能等証明書及び納品物品仕様一覧(チェック用)等を添付し、公告の日から令和8年(2026年)7月1日(水)午後5時までの間に1等(2)の発注・入札・契約担当部局に提出し、審査を受け、納入しようとする物品等

- が仕様に適合している証明書（仕様適合証明願（書））の交付を受けていること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、2（2）から（5）までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。  
ア 競争入札参加資格確認申請書  
イ 仕様適合証明願（書）
- (2) 提出方法  
電子入札システムにより入札する場合は、（1）ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、（1）アに掲げる書類に添付する（1）イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、（1）イに掲げる書類の目録を（1）アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、（1）イに掲げる書類は、（3）の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。  
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請書は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、（1）ア及びイに掲げる書類を書面で（3）の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間  
公告の日から令和8年（2026年）7月8日（水）午後3時まで
- (4) 提出先  
1（3）の入札事務局
- (5) 確認結果の通知  
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 仕様等に対する質問の受付期間  
1（2）の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）7月8日（水）午後3時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1（2）の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）7月28日（火）まで行う。
- (3) 入札の方法  
ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年（2026年）7月27日（月）午後3時までに電子入札システムにより入札すること。  
イ 紙入札による入札の方法  
（ア）日時 令和8年（2026年）7月28日（火）午前10時  
（イ）場所 1（3）の入札事務局  
（ウ）入札書の提出方法  
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和8年（2026年）7月27日（月）（必着）までに1（3）の入札事務局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1（1）の調達の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1（1）の調達の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等  
開札は、電子入札システムにおいて（3）イ（ア）の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に（3）イ（イ）の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。  
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効  
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったこと

が判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「¥」の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札事務部局を窓口として、1(2)の発注・入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。

1(3)の入札事務部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（68月）を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県教育庁立学校教育局 高校教育課 産業教育指導班

電話番号 096-333-2717

ファックス番号 096-384-1563

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

## 8 Summary

(1) Name and quantity of commodity to lease

489 personal computers 13 servers

A set of peripheral equipment and softwares

(2) Deadline to supply commodity

December 28th, 2026

(3) Place to supply commodity

Shown in the bid explanation form

(4) Date and place for tender

Date: July 28th, 2026, 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Procurement Division

(2nd floor of Prefectural Government main building)

(5) Deadline to submit bid document by mail

Date: July 27th, 2026

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Procurement Division

(6) Language and currency to be used for bidding

Japanese language and currency only

(7) Name of the department in charge of this bidding contract

Kumamoto Prefectural Board of Education

Upper Secondary School Education Division

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture,  
862-8609, Japan

Phone: 096-333-2717 Fax: 096-384-1563